

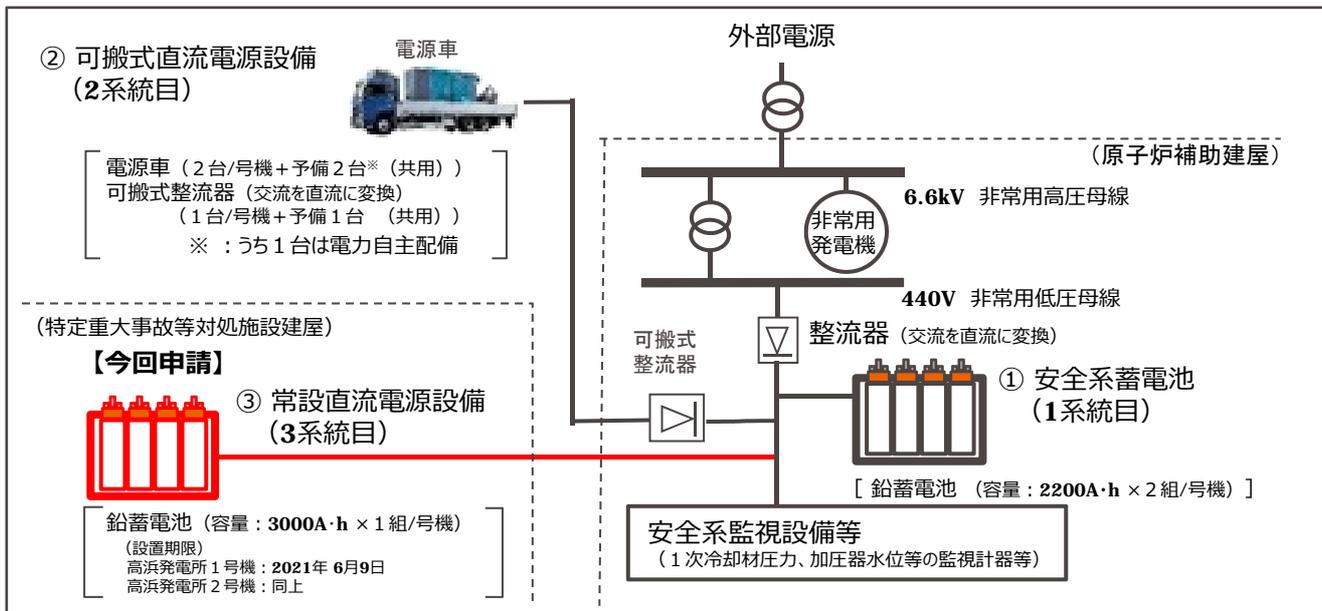
高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備設置の概要

(申請の概要)

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

〔常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可(高浜発電所1号機、2号機:2016年6月10日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。〕



高浜発電所3、4号機の送水車導入等の概要

(申請の概要)

高浜3、4号機において、重大事故等の対応時に原子炉容器等への海水注水に必要な準備作業の安全性および効率性の向上を図るため、消防ポンプによる注水から、大飯3、4号機等で導入している送水車による注水に変更する。

その他、高浜1、2号機用の送水車の燃料(軽油)を重油に変更し、重大事故等対処設備の燃料を重油で統一するなどの変更を行う。

